

県税事務所からの

お知らせ

お問い合わせ先 兵庫県淡路県民局 洲本県税事務所

個人事業税（課税第1課）

☎0799-26-2026（直通）

確定申告書B第二表の記入について ～個人事業税についてのお知らせ～

県内で事業を営んでいる個人の方で、所得税の確定申告または、市・県民税の申告をした場合は**個人事業税**の申告があったものとして取り扱われます。

所得税の確定申告書や市・県民税の申告書には「事業税に関する事項」欄が設けられています。**この欄は個人事業税の計算上必要ですから、個人事業税が課税になる事業所得などがある人は該当項目があれば必ず記入してください。**

※該当するにもかかわらず申告及び記載がない場合は、事業税の各種控除が受けられませんのでご注意ください。

（所得税の確定申告書B第二表）

●住民税・事業税に関する事項

(省 略)										
事業税	② 非課税所得など	番号	所得金額	円	損益通算の特例適用前の不動産所得	円	前年中の開(廃)業	開始・廃止	月日	
	不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額				事業用資産の譲渡損失など		他都道府県の事務所等			○
	別居の控除対象配偶者・控除対象扶養親族 事業専従者の氏名・住所	氏名	住所		所得税で控除対象配偶者 などとした専従者	氏名	給与	円		一連 番号

①非課税所得など

非課税所得がある場合や税率の異なる事業を併せて行っている場合には、非課税所得または税率の低い方の事業について、所得が区別できる場合は所得金額を、区別できない場合は収入金額を記載し、対応する番号を記載してください（収入金額を記載された場合は「所得」を「収入」に訂正してください）。

なお、医業については、番号を8と記入のうえ、「所得金額」を「社会保険診療収入金額」と訂正して、社会保険診療収入金額を記入してください。

②不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額

不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額がある場合はその額を記載してください。

③事業用資産の譲渡損失など

事業税が課税される事業に使用していた機械・車両・備品などの事業用資産を、その事業に使用しなくなってから1年以内に譲渡して生じた損失額を記載してください。

なお、譲渡益と譲渡損がある場合は、損益通算せず、損失額のみを記載してください。

（この欄に記載がある場合は、申告書B第一表の⑧欄及び、第二表の「雑所得（公的年金等以外）、総合課税の配当所得・譲渡所得、一時所得に関する事項」欄にも記載してください）。

④前年中の開(廃)業

令和元年中に事業を開始または廃止した場合は、「開始・廃止」の該当する文字を○で囲み、その月日を記載してください。

⑤所得税で控除対象配偶者などとした専従者

事業主と生計を一にする配偶者や、15歳以上のその他親族で、その事業に専ら従事している者に対して給与の支払いが実際にされている場合は、所得税の青色申告で、配偶者控除や扶養控除の対象とした親族でも、事業税では事業専従者にできますから、この欄に記載してください。